

VI. 「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、前構想でも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置付け、公共交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に推進します。

なお、これらの取組については、重点整備地区に限らず、市内全域を対象とします。

| 種別 | 取組内容 | 実施主体 | 実施時期※ | |
|------------------------|---|---------|-------|----|
| | | | 前期 | 後期 |
| 教育啓発特定事業 | 適切な利用者支援や接遇の向上に向けた、乗務員や職員等を対象とする研修の実施や資格取得の推進 | 公共交通事業者 | ○ | ○ |
| | | 行政 | ○ | ○ |
| | 各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導 | 行政 | ○ | ○ |
| | バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた意識啓発 | 行政 | ○ | ○ |
| | ポスターや車内アナウンス等による意識啓発 | 公共交通事業者 | ○ | ○ |
| | | 行政 | ○ | ○ |
| | 障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施 | 行政 | ○ | ○ |
| | 優先席やバリアフリースイール、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発 | 公共交通事業者 | ○ | ○ |
| | | 行政 | ○ | ○ |
| 市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表 | 行政 | ○ | ○ | |
| その他の取組 | 障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進 | 行政 | ○ | ○ |
| | バリアフリーに配慮したイベントの実施 | 行政 | ○ | ○ |

※ 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの